



平成 30 年 4 月 1 日より

## ふるさと納税返礼品等の変更のお知らせ

この度、国の目差すふるさと納税の健全な発展に寄与するため平成 30 年 4 月 1 日以降のご寄附分より下記の通りお礼品の内容を変更させていただきます。返礼割合等の変更後におきましても、これまでと同様、皆様に応援していただけるよう努力してまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 【変更点】

- ① お礼品：2 万円以上ご寄附をお寄せくださった方にお礼品を送付いたします。  
(6,000 円相当)
- ② 船舶割引券：有効期限を 1 年から 2 年に延長します。
- ③ 船舶割引券利用可能者：ご寄附をして下さった方及びその方のご紹介者も利用可能とさせていただきます。
- ④ 特産品の種類を拡大し、ご寄附をされる方が特産品の種類を選択する事が可能になります。

### 下記の事項を必ずお読みください

※平成 30 年 3 月 31 日以前にご入金を頂きました分におきましては 1 万円以上のご寄附で 5,000 円相当のお礼品をお送りいたします。

※平成 30 年 4 月 1 日以降にご入金を頂きました分につきましては平成 30 年 4 月 1 日以降の返礼割合（2 万円以上でお礼品送付）に基づきお礼品を送付させていただきますのでご了承ください。

※平成 30 年 4 月 1 日よりお礼品の送付及び割引券の使用は座間味村外在住の方が対象となります。座間味村在住及び座間味村に住民登録のある方は使用できませんのでご了承ください。

※総務省通知により座間味村民に対しての返礼品送付の取りやめについてもその通り対応させていただく事となりましたので、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 【お問い合わせ先】

座間味村役場 総務・福祉課 ふるさと納税担当 宮平 朋那

電話：098-987-2311 FAX：098-987-2004